

忘れていませんか？ 子ども手当

平成22年4月から「子ども手当」が始まり、下記に該当される方は手続きが必要になります。
まだ手続きされていない方は、お早めに手続きしてください。

①平成22年4月1日以降、中学生の子ども（平成7年4月2日から平成9年4月1日生まれ）のみを養育している方。

①⇒新規認定請求

②平成22年4月1日以降、中学生の子ども（平成7年4月2日から平成9年4月1日生まれ）と平成9年4月2日以降生まれの子どもを養育していることにより子ども手当の額が増額する方。

②⇒額改定認定請求

③児童手当の現況届未提出者や所得オーバーにより、児童手当の支給が停止していた方。

③⇒新規認定請求

～公務員の方へ～

公務員の方は所属庁での手続きとなります。万が一、夫婦が所属庁と市町村の両方から重複して子ども手当の支給を受けた場合は、どちらか返還しなければなりません。

○例えば、父が公務員以外の職業で母が公務員の場合…

●父が受給者となる場合→市町村での手続き

●母が受給者となる場合→所属庁での手続き

※1人の子どもに対して父母の両方が受給者となることはできません。



■申請について／

- 9月30日までに手続きをして該当された場合…平成22年4月分から支給されます。
- 10月1日以降に手続きをして該当された場合…請求の翌月分からの支給となります。
- 転入届や出生届により認定請求した場合…今までどおり請求の翌月分からの支給となります。

■提出先・問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口☎485-2111内線122）

飲んで美味しい牛乳を
さらに美味しく食べてもらいたい！

牛乳を食べよう！



今月のレシピ 小松菜の中華ミルクあんかけ

作 り 方

- ①干しえびはざっと刻み、牛乳50mlにひたして戻す。
- ②長ネギは斜め薄切り、しいたけは石づきを切って薄切り、しょうがはせん切りに。
- ③小松菜はゆでて6cmの長さに切り、水気をよく絞って塩少々、ごま油をあえ、器に敷く。
- ④サラダ油少量でしょうがを炒め、豆板醤を加えて炒める。干しえび、長ネギ、しいたけを加えてさっと炒め、残りの牛乳350ml、干しえびを戻した牛乳、鶏ガラスープの素、塩、こしょうを加えて煮る。
- ⑤片栗粉を水で溶いて④に加え、とろみがついたら③にかける。

材 料

■4人分

小松菜 …………… 1束	しょうが…………… 1かけ
干しえび ………… 大さじ3	豆板醤…………… 小さじ1/4
牛乳 ……………… 400ml	鶏ガラスープの素… 小さじ1
長ネギ …………… 1/3本	塩、ごま油、サラダ油、
しいたけ …………… 4枚	こしょう、片栗粉 …… 適量

《ポイント》

干しえびを牛乳で戻し、うまみを含んだ戻し汁も使います。

標茶町ほっとらいふ制度 上下水道・暖房費を助成

本町では、「標茶町ほっとらいふ制度」を設け、上下水道および暖房費を助成しています。助成区分は世帯区分によって異なりますので、詳しくは下記に問い合わせください。

■助成対象／国保税や後期高齢者医療保険料の7割減額・5割減額の対象となっている世帯または減額対象と同様な所得の世帯

■支給期／8・12・4月の年3回（暖房費は12月支給期に助成）

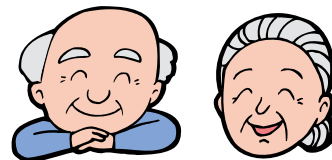
■受付場所／役場住民課社会福祉係

※各公民館でも受付しています。

※受付は随時行っています。

※1年に1回の申請が必要です。

※申請の際は、印かんを持参して窓口振込先の金融機関名・口座番号をお伝えください。



父子家庭のみならずにも児童扶養手当が支給されます!

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。（8月～11月分の手当は、12月に支給されます）

児童扶養手当とは？

○父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てる家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

父子家庭の要件は？

- ①～⑤のいずれかに該当する子どもを父が監護し、生計を同じくしている家庭です。
- ①父母が婚姻を解消した子ども ②母が亡くなった子ども ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど）

手当額（月額）は？

○受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの人数や受給資格者の所得などで決まります。

●児童1人あたり／全部支給…41,720円、一部支給…9,850～41,710円

●児童2人目以上の加算額／2人目…5,000円、3人目以降1人につき…3,000円

申請時期

●父子家庭としての支給要件を満たしている方…8月1日前でも申請ができ11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

●8月1日～11月30日の間に支給要件を満たした方…11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※11月30日を過ぎて申請すると、「申請の翌月分」からの支給になります。

申請手続きに必要なものは？

- 受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本や住民票、印かん、受給資格者名義の通帳（ゆうちょ銀行以外）などが必要です。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。



■提出先・問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口 ☎485-2111 内線122）